

2025年7月25日

日産プリンス長野販売株式会社
代表取締役社長 金井 正幸

弊社 北長野店の行政処分につきまして

このたび、弊社北長野店（長野市三輪 2-2-4）におきまして、特定整備事業・指定整備事業の保安基準適合証等の交付につき、道路運送車両法に違反する事実が判明いたしました。

本件により、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。また、国の認定を受けた指定自動車整備事業者としても、国の検査を代行する責任ある立場にも関わらず、このような事態を引き起こしてしまいましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

今回の問題は、偶発的な人為的なミスによるものでありますが、その本質的な原因は、保安基準適合証等の証明に関する業務の運用方法及び指定整備事業者としての組織管理体制が不十分であったことであると考えております。

今後は、お客様にご安心頂ける指定整備や点検サービスの提供に向け、再発防止に向けた社内管理体制の見直しを実施する他、社員に対する服務規律の遵守及びコンプライアンス教育の徹底を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

記

1. 行政処分の概要

- ・ 自動車特定整備事業の停止
期間：2025年7月25日～同年8月13日までの20日間
- ・ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止
期間：2025年7月25日～同年8月28日までの35日間
- ・ 自動車検査員解任1名

2. 違反事実の概要

- ・ 自動車特定整備事業・指定整備事業に関し、後輪左右ドラムブレーキのセンターロックナットを組付けしないまま、できばえ確認を完了し、納車前の試走時に後輪左右が脱落する事故を発生させた
- ・ 指定整備事業に関し、整備完了後の中間検査の実施などについて、法令の規定を遵守できる管理体制でなかった
- ・ 指定整備事業・自動車検査員に関し、後輪が組付けされていない保安基準不適合状態で完成検査を実施のうえ適合証を交付した。

3. 再発防止に向けた取り組み

- (1) 指定整備業務の教育強化⇒指定整備業務の重要性の理解を深めるため、事業場管理責任者および全検査員を対象とした定期勉強会を実施します。
- (2) コンプライアンス教育の徹底⇒全社員へのコンプライアンス教育の再徹底を実施します。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

日産プリンス長野販売株式会社 お客様相談フリーダイヤル

TEL:0120-46-4123（受付時間 10:00～18:00）